

# 市に5万円支払い命令

安中市  
フリーマ訴訟  
市側は上告方針  
東京高裁

安中市の岡田義弘市長に虚偽の記事を市広報に掲載され名誉を傷つけられたとして、同市の地域づくり団体「未来塾」と松本立家代表が岡田市長と同市に800万円の損害賠償などを求めた民事訴訟の控訴審判決が13日、東京高裁であった。大竹たかし裁判長は請求を棄却した一審前橋地裁高崎支

部判決を変更、原告の主張を一部認め、市が未来塾に5万円を支払うことを命じた。市側は判決を不服として上告する方針。

大竹裁判長は判決理由で、原告と市のフリーマーケット開催をめぐる意見交換会を掲載した記事のうち、未来塾側が冒頭から「目を見て話をしろ」と怒鳴り、市側が「静かに話をしましょう」と応じた、との部分について「真実とは認められず、未来塾の社会的評価を低下させた」と認定。名誉毀損の程度などから認容額は5万円とした。未来塾のそれ以外の請求と、松本代表の控訴は棄却した。判決を受け、松本代表は

「こちらの主張が一部でも認められたことは大いに前進したと考えている」とコメント。岡田市長は「判決文がまだ届いていないが、当方の反論が一部認められなかったことは大変残念」と述べた。

朝日 2011. 7. 14

## 安中市長の広報 名誉毀損と認定

控訴審判決、逆転敗訴

安中市の岡田義弘市長が執筆した市広報誌の記事で名誉を傷つけられたとして、市民団体「地域づくり団体未来塾」（松本立家代表）が慰謝料などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は13日、請求を棄却した一審判決を変更し、市に5万円を支払うよう命じた。

大竹たかし裁判長は、記事で未来塾側の発言として「目を見て話をしろ（冒頭から怒鳴る）」と記した部分について、「録音記録から発言は真実とはいえず、

真実と信じるだけの理由もない」と述べた。判決について岡田市長は「大変残念。上告する方向で弁護士と協議したい」とコメントを出した。松本代表は「多くの人の思いや支えで、当然の結果が得られた」と語った。

# 安中市に支払い命令

## 賠償命令 損害マ訴 フリマ 東京高裁判決 広報誌内容めぐり

安中市の市民団体「未来塾」(松本立家代表)が、同市の広報誌に掲載された虚偽の内容で名誉を傷つけられたとして、同市と岡田義弘市長を相手取り、計800万円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審で、東京高裁(大竹たかし裁判長)は13日、市側に5万円の損害賠償を支払うよう命じる判決を言い渡した。

判決について、岡田市長は「反論が一部認められなかったことは残念。談話は、事実に基づき、公正な立場で執筆・編集した。相手の社会的評価を低下させる内容ではないと考える。今後の対応について弁護士と協議する」とのコメントを出した。

【塩田彩、増田勝彦】

読売 2011.7.14

### 広報紙訴訟で高裁 安中市に賠償命令

安中市でフリーマーケットを主催してきた市民団体「未来塾」の代表らが、市の広報紙に虚偽の記事を掲載され、名誉を傷つけられたなどとして、岡田義弘市長と市を相手取り、総額約800万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決が13日、東京高裁であった。大竹たかし裁判長は、原告

1審判決取り消し

の請求を棄却した1審・前橋地裁判決を取り消し、安中市に5万円の支払いを命じた。

訴状などによると、原告は2007年9月10日、フリーマーケット開催をめぐって市長を含む市関係者と意見交換会を行ったが、そのやりとりが一部をゆがめられた形で市の広報紙に掲載されたとしている。

判決で大竹裁判長は「冒頭から怒鳴る」と広報紙に記載されたことは、原告側の社会的名誉を傷つけており、違法性がある」と認定した。

東京 2011.7.14

### 安中市に賠償命令

#### フリマ訴訟で高裁

安中市の広報誌に掲載された記事で名誉を傷つけられたとして、市民団体「地域づくり団体未来塾」側が市側に計八百万円の損害賠償などを求めた訴訟の控訴審判決で、東京高裁の大竹たかし裁判長は13日、請求棄却の1審前橋地裁高崎支部判決を変更、五万円の支払いを命じた。

判決によると、未来塾と市は二〇〇七年九月にフリーマーケット開催をめぐり市長室で意見交換、同年十二月二十一日付の広報誌に内容が掲載された。

大竹裁判長は、記事のうち、未来塾側が冒頭から「目を見て話をしろ」と怒鳴り、市側が「静かに話をしましょう」と応じた、どの

部分について「真実とは認められず、未来塾の社会的評価を低下させた」と指摘。名誉毀損の程度などから認容額は五万円とした。